

Ⅲ その他の注意事項

1 交通機関の運休及び気象警報による授業の取扱い

(1) 交通機関が次の①～③のいずれかの場合、当日の授業はすべて休講とする。

取扱基準時刻	交通機関の運休
午後3時までに解除しない場合	①JR環状線を含むJR2路線以上が全面運休した場合 ②京阪、南海、阪神、阪急及び近鉄のうち2社以上が全面運休した場合 ③大阪市交通局（地下鉄）が全面運休した場合

(2) 午後3時の時点で、大阪府に**暴風警報**が発令されている場合、当日の授業はすべて休講とする。

- (注) 1 いずれも解除の確認は、テレビ・ラジオ等の報道によるものとする。
2 教育実習等の学外で行う実習中の場合は、当該実習校等の指示にしたがうこと。
3 授業開始後に気象警報が発令された場合は、学長の判断により措置する。

2 感染症と学校保健安全法に基づく出席停止について

学校においては、感染症の中でも人から人へ伝染する病気、すなわち伝染病の流行を予防することが、健康な状態で教育を受けることができる学校環境を維持するために極めて重要である。このため、**学校保健安全法施行規則に学校において予防すべき伝染病の種類と出席停止の期間の基準等が定められている。**(大学HP 保健センターの『**感染症と学校保健安全法に基づく出席停止**』のページ参照のこと。)

医師にこれらの伝染病と診断されたら、速やかに大学(保健センター TEL:072-978-3811 と学務係)に連絡すること。

なお、『出席停止』になると、自宅療養に専念し、大学に登校してはいけません。伝染病によっては、診断書の提出が必要な場合がある。

いつ登校できるかは、必ず医師の診察をうけ、治癒したことを確認の上、速やかに大学の保健センターに連絡すること。

感染症の発生には、感染源、感染経路及び主体の感受性の三大条件があるが、出席停止は、感染源への対策になる。自己判断で不用意に登校すると、感染拡大や集団感染をまねくことになるので、必ず医師の指示に従うこと。

別表) 学校保健安全法施行規則抜粋

伝染病の種類	対象疾病	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱 ペスト 痘そう マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰 白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルス) 鳥インフルエンザ(H5N1)	感染源となりうる期間は原則入院 治癒するまで出席停止
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)	解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過する まで
第三種	結核	主治医が伝染のおそれがないと認める まで
	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	主治医が伝染のおそれがないと認める まで
	その他の伝染病 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 マイコプラズマ肺炎 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)：ノロウイルス・ロタ ウイルス等 etc	条件によっては出席停止の措置が必要 と考えられる伝染病の例